高松地方裁判所判事　福田　修久
同　判事　下津　健司
徳島地方裁判所判事　黒田　豊
同　吉井　広幸
高知地方裁判所判事　松田　典浩
同　武田　義徳
松山地方裁判所判事　森實　将人
同　西村　欣也　同　足立　勉
部の事務を総括する者に指名する（各通）
津地方裁判所事務局長に併任する（以上二月一日）　平松　直嘉
津簡易裁判所判事　西尾　進
四日市簡易裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所判事兼福岡地方裁判所判事　林田　宗一
山口家庭裁判所判事に補する
山口家庭裁判所長を命ずる
長崎地方裁判所判事兼長崎家庭裁判所判事・長崎簡易裁判所判事　重富　朗
福岡家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて福岡地方裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　宮本　聡
長崎地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて長崎家庭裁判所判事に補する
長崎簡易裁判所判事に補する（以上一月四日）
簡易裁判所判事　大谷　吉史
川越簡易裁判所判事に補する
川越簡易裁判所判事　青木　正良
東京簡易裁判所判事に補する（以上一月六日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　島田英一郎
司法研修所教官に充てる（一月七日）　田近　肇

○定年退官
判事柴田秀及び簡易裁判所判事内滑耀男は一月一日限り定年退官
判事三代川三千代は一月三日限り定年退官
簡易裁判所判事須田貳は一月五日限り定年退官

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第１号

交通政策審議会から全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第２号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918 東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

平成 26 年１月 21 日

国土交通大臣　太田　昭宏

交通政策審議会の意見（要旨）

１．全国内航鋼船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「241,400円」を「242,350円」に、ただし書の職員「224,950円」を「225,900円」に、部員「182,850円」を「183,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「173,700円」を「174,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「238,300円」を「239,250円」に、事務部職員「184,200円」を「185,150円」に、部員「177,500円」を「178,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．漁業（遠洋まぐろ）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「192,700円」を「199,000円」に改正することが適当である。

４．漁業（大型いか釣り）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「196,800円」を「203,100円」に改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区神田淡路町二丁目105番地**関東電化工業株式会社**の工場財団に岡山県倉敷市松江四丁目1055番地３関東電化工業株式会社水島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年１月 21 日

岡山地方法務局倉敷支局

岡山市北区撫川983番地**株式会社滝澤鉄工所**の工場財団に岡山市北区撫川字西王寺983番地１株式会社滝澤鉄工所本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年１月 21 日

岡山地方法務局岡山西出張所

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目１番１号**株式会社フランソア**の工場財団に福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目１番１号株式会社フランソア福岡工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年１月 21 日　福岡法務局福間出張所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成26年１月10日から４か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 21 日

名古屋法務局長　新堀　敏彦

記

氏名　安宅　輝彦
所属する司法書士会　愛知県司法書士会
登録番号　愛知第387号
事務所の所在地　愛知県西尾市丁田町五助12番地
違反行為　業務外行為

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 21 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

１　処分をした年月日　平成25年12月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社弘光舎　小野　義明　岐阜県大垣市神田町１丁目１番地　国土交通大臣許可（般―24）第1654号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年10月24日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 21 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

１　処分をした年月日　平成25年12月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　名鉄環境造園株式会社　石塚　信行　愛知県名古屋市瑞穂区新開町29番33号　国土交通大臣許可（特―24）第13302号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年11月６日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。